

北九州フィルム・コミッション国際映画祭（仮称）

企画運営業務

仕 様 書

令和3年3月3日

東アジア文化都市 2020 北九州実行委員会

1 事業の目的

本市では、全国に先駆け、平成元年から映画・テレビドラマの撮影を誘致・支援するフィルム・コミッションの事業に取り組んできた。令和元年度までに、映画 112 本、ドラマ 247 本、CM等 172 本を支援し、支援本数は全体で 531 本となる。また、国内作品だけでなく、海外作品についても多くの撮影が行われるなど、活動の場を日本だけではなくアジアへと広げている。

このような実績は、市民や市内事業者の理解と協力があったことからこそ成し遂げられたものに他ならない。

本市は、市民や市内事業者等と共に築いてきた北九州フィルム・コミッション 30 年の歩みを市民と分かち合うと共に、「映画の街・北九州」を世界に向けて強く発信するため、「東アジア文化都市北九州 2020▶21」のコア事業の一つとして本事業を開催することとした。

本事業を通して、一人でも多くの、いかなる状況にある市民等にとっても「映画の街・北九州」を実感でき、本市市民としての誇り（シビックプライド）をより強く持つことができるよう機会提供の場を創造する。

併せて、新型コロナウイルス感染拡大とそれによってさらに進化しつつある社会のデジタル化を十分に見据え「新たなイベントの体験価値、機会の再定義と再構築」を行うものである。

2 委託業務名

北九州フィルム・コミッション国際映画祭（仮称）企画運營業務

3 主 催

東アジア文化都市 2020 北九州実行委員会（以下「実行委員会」という。）

4 委託契約期間

契約締結日から令和 4 年 1 月 31 日まで

※ただし、本公募は北九州市の令和 3 年度当初予算の成立を前提としていることから、本業務委託契約の締結は令和 3 年 4 月 1 日以降となる。

5 イベント概要

(1) 日 程

令和 3 年 11 月 12 日（金）～14 日（日） 3 日間

(2) 会 場

メイン会場：北九州芸術劇場 中劇場

※令和 3 年 11 月 11 日（木）10 時から 11 月 14 日（日）22 時まで使用可能

※その他にも会場を使用する場合は、企画提案書に記載すること

(3) 内 容

次の①及び②については必ず実施すること。①から③のイベントを実施するにあたり、実地でのイベントを基本とするがオンライン上での企画についてもその有効性を考慮し検討すること。

なお、これらのイベントの内容については、北九州フィルム・コミッションが海外にも活動の場を広げていることが認識できるよう、国際色豊かなものとする事及び「映画の街・北九州」を象徴する取組を加えること。

① オープニングセレモニー

本映画祭開催を宣言するセレモニーを北九州芸術劇場中劇場で実施
※国内招聘ゲストを3名以上、海外招聘ゲストを1名以上が必要

② 映画上映会

メイン会場及び市内映画館等での映画上映会を実施

令和3年11月12日から14日までの間に、2か所以上の会場において、合計15作品以上の映画を上映することとし、そのうち8割以上は北九州フィルム・コミッションの支援作品とすること。

北九州フィルム・コミッションの支援作品以外の上映に当たっては、企画のコンセプト、上映テーマに基づいた作品を選定すること。

※上記を満たした上で、当該期間外における上映会の開催を妨げるものではない。

③ その他、事業目的の効果的な達成に資するイベント

本項に該当する内容については、令和3年11月12日から14日以外の日程で行っても構わない。

6 業務内容（主なもの）

本事業の目的達成に向けては、上記「5 イベント概要」に基づき本事業実施に必要な企画・制作・設営・運営・広報・撤去等に係る一切の業務を委託するものである。なお、本事業の企画にあたっては下記に十分留意のこと。

- ・ 市民等がイベントプログラムへの参加を通して「映画の街・北九州」を実感できること。
- ・ イベント自体やそれ参加したことを発信したくなるような機会を創出すること。
- ・ より多くの市民等が参加できる企画となるよう、興味や関心を引き起こす工夫があること。
- ・ 感染症対策を徹底し安全・安心なイベント環境を整備すること。
- ・ DX（デジタル・トランスフォーメーション）及びユニバーサル・デザインの主旨を十分に理解のうえ、イベントプログラムへのアクセシビリティを確保すること。

（1）本事業全体の企画運営に関すること

- ① 本事業全体の企画コンセプトの作成
本事業の目的に照らし、全体を的確に表す基本的な考え方を示すこと
 - ② 本事業の名称案の作成
コンセプトが的確に表現され、市民が親しみの持てる名称を提案すること
 - ③ 本事業全体の実施スケジュールの作成
イベントごとに作業単位に分けた詳細なスケジュールを作成すること
 - ④ 本事業の構成
オープニングセレモニーや映画上映会のほか、俳優や監督等の制作関係者によるトークイベントや作品解説等、幅広い層が映画に親しむことができるような企画も立案すること。その際、オンライン開催を含め、参加型・体験型のイベントが含まれることが望ましい。また、参加対象者を限定（学生等）する企画とする場合は、その必要性を企画のコンセプトにより明確にすること。
 - ⑤ 会場の確保
映画上映会やその他のイベントについて、会場へのアクセスや利便性等に配慮して、来場者、会場スタッフ及び会場内の安全管理が適切にできる会場を確保すること。複数会場を予定する場合は、回遊性も考慮して決定することが望ましい。
 - ⑥ 各イベントの参加者見込み数の積算
映画上映会やその他のイベントごとに参加者見込み数とその積算根拠を示すこと
 - ⑦ 各イベントの運営マニュアル、実施体制・人員配置計画作成
映画上映会やその他のイベントごとに運営マニュアルを作成し、安全にイベントが開催できる実施体制・人員配置を行うこと
- (2) イベント当日の運営に関すること
- ① 賓客等対応、誘導、警備、案内等
賓客や来場者の対応にあたり、事故のないよう誘導・警備を行うほか、スムーズな動線が得られるよう動線計画の作成、案内看板等の設置を行うこと
 - ② イベントの進行管理
スムーズな進行管理に努めること
- (3) 出演者に関すること
- ① 本事業のイメージ・リードする人物の選定
本事業のコンセプトを効果的に体現し、情報発信等を行うことのできる人物を選定すること。なお、北九州フィルム・コミッション支援作品との関連性のある人物から選定することとするが、国籍は問わない。

その際、出演条件の調整から決定、出演に至る全てのプロセスにおいて、対象者だけでなく実行委員会とも協議を行うこと。

②出演者の交渉

北九州フィルム・コミッションが支援した作品の出演者や本市ゆかりの人物、本事業を強力にPRできる人物等に出演交渉を行うこと。

その際、出演条件の調整も含め、十分な協議を行うこと。また、決定にあたっては、実行委員会と協議のうえ行うこと。

※上記①②について、提案時点ですでに出演交渉を行っている場合は、その状況を企画提案書に記載すること。但し、事前交渉に関する経費及び提案が不採択になった場合の補償等、一切の責任は企画提案者の負担とする。

③出演料の支払い

(4) オープニングセレモニーに関すること

① 会場となる北九州芸術劇場中劇場との調整等必要な手続き

② 実施プログラムの作成

本事業の開始を宣言するものであり、市民や報道関係者等へ事前の周知等、事業効果を最大化すべく注目を集めるプログラムとなるよう工夫すること。

国内招聘ゲストを3名以上、海外招聘ゲストを1名以上の手配が必要。

③ シナリオ作成、パソコン等の備品の手配、司会者の手配、当日の会場設営・撤去

④参加者の募集等

(5) 映画上映に関すること

① 市内映画館等で上映会を実施に関して会場との調整等必要な手続き

② 上映作品の権利元との調整や使用料の支払い

上映作品の最終決定にあたっては、実行委員会と協議のうえ行うこと

③ 日本未発表の海外作品を上映する場合は、その翻訳字幕の作成は必須であるが、吹替の作成は任意とする

④ 上映プログラムの作成

明確な作品選定のコンセプトを基に、会場ごとに最適な上映作品、上映時間、上映本数を決定すること

⑤ 参加者の募集等

⑥ チケット販売

・映画上映会に係る観覧費用（入場料）は有料とし、入場料の金額及び入場券の種類（3日通し券、1作品ごとの入場券等）について、他の映画祭も参

考にしながら提案すること。また、入場者数を考慮した総収入見込金額も提案すること（チケット販売を委託する場合の手数料等、差し引かれるものがある場合は明示すること。）。

- ・チケットは会場における当日販売のほか、先行販売のできる販売方法（コンビニエンスストアでの販売等）を1種類以上準備すること。なお、先行販売の期間については、実行委員会と協議のうえ決定するものとする。
- ・当初予定していた入場料の金額等を変更する必要がある場合、速やかに実行委員会に相談すること。

(6) 上映以外のイベントに関すること

① 会場との調整等必要な手続き

② 実施プログラムの作成

事業目的を達成するため、市民参加・体験型のイベントを実施することが望ましい。なお、オンラインを活用したイベントを提案することも可能。

③ 参加者の募集等

(7) 広報に関すること

本事業については、本市の「連携中枢都市圏構想」を踏まえ、北九州市民だけでなく周辺の自治体に対しても、メディア等と連携を図るなどして周知を図ること。また関東圏や関西圏においても本事業の実施を周知すること。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用においては、単なる情報の掲載に止まらず、ターゲット別に明確なリーチ戦略に基づいた広報を行うこと。

※「連携中枢都市圏構想」について <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/20301037.html>

① 広報計画の作成

② チラシやパンフレット等の広報物作成・配布

③ ウェブやSNS、メディア等を活用したイベント広報の実施

※ 本事業の特設サイト（ホームページ）は6月上旬までに、パソコン用及びスマートフォン用の2種類開設し、管理すること。その際、ウェブアクセシビリティを考慮したホームページ制作を行うこと。なお、本件に係る外部サーバーレンタル料も本委託費に含むものとする。

※ 新聞広告、テレビCM広告、交通広告等の従来型の広報活動のみならず、積極的にSNSを活用した広報活動に努めること。

※ ホームページやチラシ等のデザインは、実行委員会と協議の上決定すること。

※ 市政記者クラブへの情報提供は、本事業を実施することを早期に広報するほか、概要及び本事業の詳細の計3回以上、適切な時期・内容に行うこと

※ 主体的な情報発信だけでなく、多くのメディアに取り上げられるよう、工夫を凝らした戦略的広報に努めること

※ 印刷物等を送付する必要がある場合の送料は、本委託費に含むものとする。

(8) 感染症対策に関すること

本事業実施にあたっては、国や関係団体等によるガイドラインを遵守し、入場制限・入場者管理、マスク着用・消毒・検温の徹底、新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) 等、緊急時の体制づくり (感染症発生時も含む) 等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した適切な対策を行うこと。

なお、本市の文化施設で実施している交通系 IC カードを活用した来館者管理システムについて別紙 2 参照のこと。

(9) 参加者等へのアンケート等の実施及び集計

イベント参加者等に対して、アンケート調査の実施や来場者数、イベント参加者数の把握等の事業の効果検証を行うこと。アンケート調査の調査項目については、実行委員会と協議して決定すること。

(10) 記録映像・写真の撮影、実施報告書の作成

(11) 非常時対応について

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入すること。

(12) 騒音等近隣対策について

屋外でのイベントを実施する場合は、会場近隣の住民等にイベント開催に関する事前周知を徹底するとともに、音響・照明等に充分配慮して実施すること。

(13) 共生社会の実現に資する取組があることが望ましい。

(14) その他イベント開催にあたって必要な業務 (実行委員会と受託者との協議のうえ、決定する)

7 成果物

(1) 業務完了報告書 書面 2 部、データ収録 CD-R 1 枚

(2) 記録写真及び映像 収録 DVD 3 枚

8 費用の積算にあたっての留意事項

(1) メイン会場の利用料 (付帯設備も含む) は、積算する必要はない。

(2) イベント出演者等の出演料・交通費等、必要経費を見積書に含めること。

- (3) ブース出展等を行う企画とした場合、テントや電源、机等の基礎的な設備、備品に係る費用については、見積もりに計上しても構わない。
- (4) イベント開催に係る備品、電気工事、光熱水費使用料、設営・撤去費、運搬費、保険料等の諸経費全てを負担すること。なお、ブース出展等を行う場合、各使用実費分を請求する事を妨げるものではない。
- (5) 映画上映会以外のイベントについて、事業内容充実のため参加者から参加費を徴収し、本件委託料とは別に事業費に充当して実施することも可能とする。なお、その収入見込金額及び拡充される事業内容も企画提案書に記載すること。
(任意)
- (6) 事業内容充実するため、受託者において協賛金等を獲得し本件委託料とは別に事業費に充当してイベントを実施することも提案可能とする。なお、協賛金等の見込金額及び実現可能性、拡充される事業内容についても企画提案書に記載すること。(任意)

※ (5) (6) について、参加者からの参加料や協賛金等を予算に加え、48,000千円以上の実施計画を策定することは可能である。ただし、本業務に対する受託者との契約金額は48,000千円(消費税及び地方消費税を含む)以内である。
- (7) 新型コロナウイルス感染症等により、実地でのイベントを開催するかどうかの判断は、令和3年8月末を目途に行う予定である。なお、中止や実施内容変更に伴う委託金額の変更等については、実行委員会と受注者が協議して決定するものとする。

9 その他

- (1) 本委託業務の実施(処理)に当たって、受託者の業務従事者が損害を受けたときは、全て受託者の負担とする。ただし、実行委員会の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- (2) 本委託業務の実施(処理)にあたり、第三者及び器物に損害等を与えた場合、受注者の責任において速やかに処理すること。
- (3) 本委託業務の実施(処理)にあたり、造営物その他に損害を与えた場合は、受注者の責任において原型に復すること。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施(処理)上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、個人情報(北九州市個人情報保護条例(平成16年北九州市条例第51号)第2条第2項に規定する個人情報をいう。)の保護の重要性を認識し、本委託業務の実施(処理)に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (5) この契約に定めのない事項については北九州市契約規則によるものとし、

同規則に定めのない事項については、実行委員会と受託者が協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。また、本仕様書で定めた内容の変更等を行う場合は、実行委員会と受託者が協議の上、契約変更を行うものとする。

- (6) 再委託に関しては、あらかじめ実行委員会の許可を得るものとし、また、原則として北九州市内の事業者へ発注することとする。
- (7) 本業務に関する著作権等は、実行委員会に帰属するものとし、第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこととする。